

2026年2月12日

各位

会社名 t a n e C R E A T I V E 株式会社
(コード番号 422A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 榎 崇斗
問合せ先 取締役管理部長 川名 洋平
TEL 0259-67-7572
URL <https://tane-creative.co.jp/>

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という。）招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会招集のための基準日設定について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主を確定させるため、2026年3月2日（月）を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2026年3月2日（月）
- (2) 公告日 2026年2月12日（木）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします）
<https://tane-creative.co.jp/ir/>

2. 本臨時株主総会の開催及び付議議案について

本臨時株主総会は、2026年3月31日（火）に開催を予定しており、決算期（事業年度の末日）の変更等に伴う定款一部変更の件を付議する予定です。開催時間、開催場所など詳細につきましては、本臨時株主総会招集通知にてお知らせいたします。

3. 決算期（事業年度の末日）の変更について

(1) 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、繁忙期である3月の売上が当社グループの業績に与える影響を考慮し、経営及び事業運営の効率化並びに、業績管理の厳密化によってより適時・適正な経営情報の開示を図るため、当社の事業年度を毎年6月1日から翌年5月31日までに変更いたします。なお、変更後の当社決算期は、当社連結子会社の決算期と同一となります。

(2) 決算期変更の内容

現	在	毎年3月31日
変	更	後
		毎年5月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第14期は2025年4月1日から2026年5月31日までの14か月の変則

決算となる予定です。

4. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

決算期の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5</u> 月31日とする。
(事業年度) 第33条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から翌年 <u>3</u> 月31日までの1年とする。	(事業年度) 第33条 当社の事業年度は、毎年 <u>6</u> 月1日から翌年 <u>5</u> 月31日までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>5</u> 月31日とする。
(中間配当) 第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9</u> 月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(中間配当) 第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>11</u> 月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(新設)	附 則 <u>第1条 第33条(事業年度)の規定にかかわらず、第14期事業年度は、2025年4月1日から2026年5月31日までの14か月とする。</u> <u>2 本条は、第14期事業年度に関する定時株主総会の終結をもってこれを削除する。</u>

5. 日程

本臨時株主総会開催日(予定) 2026年3月31日(火)
定款一部変更の効力発生日(予定) 2026年3月31日(火)

6. 今後の見通し

2026年5月期の通期連結業績予想につきましては、本決算期変更に伴う影響について精査を行い、算出次第すみやかに公表いたします。

以上